資料18

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する省令等の運用基準

1 趣旨

近年、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の社会福祉施設を開設する例が増加しており、これに伴う防火対象物の用途の取扱いの見直しにより、共同住宅部分に新たな消防用設備等の設置又は改修が必要となるケースがある。それを理由に社会福祉施設の入居を拒否される、また、既存の施設にあっても退去を求められるといった事態が発生している。このことから、総務省消防庁において「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」が設置され、検討が行われた。

その結果、小規模なグループホーム等の社会福祉施設は、「可燃物、火気使用、入所者数等が他の一般住宅とほぼ同様の形状であり、グループホーム等における入所者の避難安全が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」ものであり、対策を講じるのが適当とされ、所要の改正が行われたことから、当庁の運用を定めるものである。

2 適用対象

適用対象となる防火対象物は、政令別表第 1 (16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分が存しないもの(以下「複合型居住施設」という。)である。ただし、ここでいう(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物は、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第 5条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第 5条第10項若しくは第16項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設(以下「福祉施設等」という。)に限る。

3 制定及び改正内容

- (1) 複合型居住施設用自火報省令に係る事項
- ア 複合型居住施設及び複合型居住施設用自動火災報知設備の定義が定められたこと。

なお、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号。以下「複合型居住施設用自火報省令」という。)における複合型居住施設は延べ面積が500平方メートル未満のもので、省令第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物を除くものに限るとされたこと。(複合型居住施設用自火報省令第2条関係)

- イ 複合型居住施設において、自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能 を有する消防の用に供する設備等は、複合型居住施設用自動火災報知設備とされたこと。(複合型居住施 設用自火報省令第3条第1項関係)
- ウ 複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第21条第2項及び省令第23条から第24条の2までの規定の例によることとされたこと。ただし、福祉施設等部分の床面積の合計が300平方メートル未満の複合型居住施設にあっては、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模施設用自火報省令」という。)第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備(以下「特定小規模施設用自火報省令」という。)を特定小規模施設用自火報省令第3条第2項及び第3項の例により設置することができることとされたこと。(複合型居住施設用自火報省令第3条第2項関係)
- エ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも適合するときに限り、福祉施設等及び政令第21条第1項第11号から 14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができることとされ たこと。ただし、受信機を設けない場合は、この限りでない。(複合型居住施設用自火報省令第3条第3項関係)
 - (7) 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の 壁及び床)で区画したものであること。
 - (4) 福祉施設等の壁及び天井 (天井のない場合にあっては、屋根) の室内に面する部分 (回り縁、窓台

その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準 不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

- (ウ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
- (エ)(ウ)の開口部は、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次のa及びbに定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
 - a 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - b 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
- (オ) 福祉施設等の用途に供される部分の主たる出人口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

(2) 改正省令に関する事項

ア 省令の一部改正に関する事項

(ア) スプリンクラー設備の免除に関する事項

スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等として、複合型居住施設で、かつ、次のaからeまでに定めるところにより福祉施設等の部分に設置される区画を有するものの、10階以下の階が規定された。(消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第8号。以下「改正省令」という。)による改正後の省令(以下「改正規則」という。)第13条第1項関係)

- a 居室を、準耐火構造の壁及び床 (3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床) で区画したものであること。
- b 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては、準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。
- c 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
- d cの開口部は、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次の(a)及び(b)に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
 - (a) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - (b) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
- e 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であること。
- (イ) 誘導灯の免除に関する事項

誘導灯を設置することを要しない防火対象物又はその部分として、複合型居住施設で、かつ、次のaからeまでに定めるところにより、福祉施設等の部分に設置される区画を有するものの福祉施設等以外の部分(地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。)が加えられたこと。(改正規則第28条の2第1項及び第2項関係)

- a 居室を、準耐火構造の壁及び床 (3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床) で区画したものであること。
- b 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これ らに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、

その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

- c 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
- d cの開口部は、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次の(a)及び(b)に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
 - (a) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - (b) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
- e 福祉施設等の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分にお ける火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。
- (ウ) その他に関する事項
 - a 政令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物については、11階以上の防火対象物は含まれないことから、省令第12条の2第2項ホの「11階以上の階にあっては100平方メートル以下」の部分を削除したこと。(改正規則第12条の2関係)
 - b 政令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物における開放型スプリンクラーヘッド及び標準型ヘッドの水平距離については、政令第12条第2項第2号において省令に委任されていることから、当該事項について規定したこと。(改正規則第13条の5第2項関係)
- イ 特定共住省令の一部改正に関する事項
 - (ア) 特定共同住宅等の定義に、複合型居住施設で、福祉施設等の各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができるものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも100平方メートル以下であるものに限る。)が加えられたこと。(改正省令による改正後の特定共住省令(以下「改正特定共住省令」という。)第2条第1号関係)
 - (4) 福祉施設等の定義が加えられたこと。(改正特定共住省令第2条第1号の2関係)
 - (ウ) 住戸等の定義に、各独立した部分で福祉施設等の用途に供されるものが加えられたこと。(改正特定 共住省令第2条第2号関係)
 - (エ) 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等が定められたこと。(改正特定共住省令第3条第2項関係)
 - (オ) 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。)及び当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。)に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けることとされたこと。(改正特定共住省令第3条第3項関係)
 - (カ) 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等が定められたこと。(改正特定共住省令第4条第2項関係)
- (3) 消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示(平成22年2月消防庁告示第2号)

特定共同住宅等省令の改正に伴い、以下の告示の引用箇所を改めたこと。

- ア 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年消防庁告示第17号)
- イ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年消防庁告示第18号)
- ウ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成 18年消防庁告示第19号)

4 運用上の留意事項等

- (1) 適用対象物の取扱いに関する事項
 - ア 福祉施設等及び共同住宅等以外の用途に供する部分(以下「その他の用途部分」という。)が存する防火対象物にあっては、その他の用途部分の床面積の合計が、300平方メートル未満で、かつ、延べ面積の10パーセント未満である場合は、今般公布された省令等の適用対象である複合型居住施設として取り扱うことができるものであること。
 - イ アのその他の用途部分には、老人デイサービスセンター、保育所等、2に掲げる福祉施設等以外の政令別表第1(6)項ロ及びハの用途に供する部分を含むものであること。
- (2) 複合型居住施設用自火報省令関係
 - ア 複合型居住施設用自火報省令第3条第3項第1号に規定する区画は、福祉施設等以外の部分には設ける必要がないものであること。
 - イ 複合型居住施設用自火報省令第3条第3項第1号に規定する「福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したもの」とは、福祉施設内を居室ごとに区画するのではなく、共同住宅等でいうところの住戸の単位ごとに区画することで足りること。
 - ウ 複合型居住施設用自火報省令第3条第3項ただし書により、「受信機を設けない場合は、この限りでない。」とされたことから、福祉施設等の床面積の合計が300平方メートル未満の複合型居住施設で、複合型居住施設用自火報省令第3条第2項により特定小規模施設用自火報を設置した際に、受信機を設けないシステムのものを設置した場合は、福祉施設等及び政令第21条第1項第11号から14号までの部分以外の部分にもすべて感知器を設けること。
 - エ 複合型居住施設用自火報省令第3条第3項第5号に規定する「直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年3月消防庁告示第3号。以下「構造類型告示」という。)第4、2、(4)又は(5)に適合するもの、避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいう。

(3) 改正省令関係

ア 省令改正関係

- (ア) 改正規則第13条第1項に規定する区画を設けた防火対象物の10階以下の部分については、福祉施設等の部分もスプリンクラー設備を設置しないことができること。
- (イ) 改正規則第13条第1項並びに第28条の2第1項第4号及び同条第2項第3号の区画は、福祉施設等の用途に供される部分以外の部分には、設ける必要がないものであること。
- (ウ) 改正規則第13条第1項第1号並びに第28条の2第1項第4号イ及び同条第2項第3号イの「居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したもの」とは、福祉施設内を居室ごとに区画するのではなく、共同住宅等でいうところの住戸の単位ごとに区画することで足りること。
- (エ) 改正規則第28条の2第1項第4号ホに規定する「直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における 火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路」とは、構造類型告示第4、 2、(4)又は(5)に適合するもの、避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいう。

イ 特定共住省令関係

- (ア) 共同住宅用スプリンクラー設備は、改正特定共住省令第3条第3項第2号イの規定により11階以上 にのみ設置すればよいことから、10階以下の階については、福祉施設等の部分も共同住宅用スプリン クラー設備を設置しないことができること。
- (4) 改正特定共住省令第3条第3項第4号ニの「福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、同一棟に福祉施設等が分散して存する場合、同一棟で福祉施設等以外の部分に関係者等が居住している場合等で、次により設けるものをいうこと。
 - a 福祉施設等において火災が発生した際、関係者等に報知できるよう設置された受信機
 - b 福祉施設等の部分の感知器、受信機の作動と連動して関係者等が常時いる場所に自動的に通報する緊急通報装置等
- (ウ) 条例により設置が義務付けられる消防用設備等の技術上の基準について、条例第47条を適用する際の基準は、別記によるものとすること。

別記

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例

1 趣 旨

この基準は、一定の構造要件等を備えた共同住宅等に、通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる際の、火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第47条に係る消防用設備等の技術上の基準の特例(以下「特例基準」という。)を定める。

2 適用範囲

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物(同表(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。)の床面積がいずれも100平方メートル以下であって、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上のものに限る。)(以下「共同住宅等」という。)とする。

3 適用対象

特例基準は、消防用設備等の設置義務等を付加している次の条例の規定のいずれかが該当する共同住宅等に対し、適用するものである。

- (1) 条例第36条第1項第1号(消火器具関係)
- (2) 条例第38条第1項第1号、第2号及び第3号(屋内消火栓設備関係)
- (3) 条例第39条第1項第3号、第4号、第4の2号、第4の3号、第5号及び第6号(スプリンクラー設備 関係)
- (4) 条例第41条第1項第4号(自動火災報知設備関係)

4 用語の定義

(1) 特定共同住宅等

共同住宅等であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について特例基準に適合するものをいう。

(2) 住戸利用施設

特定共同住宅等の部分であって、政令別表第 1 (5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

(3) 住戸等

特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で政令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。

(4) 共用室

特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。

(5) 開放型廊 ト

直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる 廊下をいう。

(6) 開放型階段

直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。

(7) 2方向避難型特定共同住宅等

特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路(以下「2方向避難」という。)を確保している特定共同住宅等で、特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年消防庁告示第3号。以下「構造類型告示」という。)第3に掲げるものをいう。

(8) 2 方向避難·開放型特定共同住宅等

特定共同住宅等のうちすべての住戸、共用室及び管理人室について、2方向避難が確保され、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段等に面している特定共同住宅等で、構造類型告示第5に掲げるものをいう。

(9) 通常用いられる消防用設備等

政令第2章第3節第2款から第6款までの規定及び条例第36条から第46条の3の規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等をいう。

(10) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる特定共住省令第2条第1項第12号から第18号までに規定する消防の用に供する設備等をいう。

(11) 初期拡大抑制性能

特定共同住宅等において、火災の拡大を初期に抑制する性能をいう。

(12) 避難安全支援性能

特定共同住宅等において、火災時に安全に避難することを支援する性能をいう。

(13) 住宅用消火器

特定共住省令第2条第12号に規定するものをいう。

(14) 共同住宅用スプリンクラー設備

特定共住省令第2条第13号に規定するものをいう。

(15) 共同住宅用自動火災報知設備

特定共住省令第2条第14号に規定するものをいう。

(16) 住戸用自動火災報知設備

特定共住省令第2条第15号に規定するものをいう。

(17) 共同住宅用非常警報設備

特定共住省令第2条第16号に規定するものをいう。

5 条例第47条に係る消防用設備等の技術上の基準の特例

特定共同住宅等の区分に応じた条例第47条の規定の適用は、次のとおりとする。

(1) 特定共同住宅等に係る位置、構造及び設備の基準 特定共同住宅等の位置・構造及び設備を定める件(平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」 という。)によること。

(2) 特定共同住宅等の構造類型

構造類型告示第3及び第5に掲げる構造類型によること。

6 必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

(1) 特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)

ア 特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第3条第1項によること。

イ 3に係る初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		3に係る通常用いられる	必要とされる防火安全性能を有する消防の用
構造類型	階 数	消防用設備等	に供する設備等
2 方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階	消火器具	住宅用消火器及び消火器具
	数が5以下の	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備
	もの	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火
		自動火災報知設備	災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階	消火器具	住宅用消火器及び消火器具
	数が6以上の	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備
	もの	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備
		自動火災報知設備	
2方向避難·開放 型特定共同住宅 等	地階を除く階	消火器具	住宅用消火器及び消火器具
	数が10以下の	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備
	もの	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火
		自動火災報知設備	災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階	消火器具	住宅用消火器及び消火器具
	数が11以上の	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備
	もの	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備
		自動火災報知設備	

- 注1 中欄の消防用設備等については、条例の規定により設置が義務付けられるもので、3により条例第47条 の適用対象となる消防用設備等を示す。
- 注2 2 方向避難型特定共同住宅等の中欄の屋内消火栓設備については、スプリンクラー設備の設置が義務付けられている階に設置するものに限る。
- 注3 中欄に屋内消火栓設備の表記があり、右欄に屋内消火栓設備の表記がないのは、通常用いられる消防用 設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置した場合、屋内消火栓 設備の設置が免除されることを示す。

(2) 住戸利用施設

- ア 住戸利用施設において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第3条第2項によること。
- イ 3に係る初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		3に係る通常用いられる	必要とされる防火安全性能を有する消防の用
構造類型	階 数	消防用設備等	に供する設備等
2 方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備
	数が5以下の	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火
	もの	自動火災報知設備	災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備
	数が6以上の	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備
	もの	自動火災報知設備	
2方向避難·開放型特定共同住宅等	地階を除く階	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備
	数が 10 以下の	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火
	もの	自動火災報知設備	災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階	屋内消火栓設備	共同住宅用スプリンクラー設備
	数が 11 以上の	スプリンクラー設備	共同住宅用自動火災報知設備
	もの	自動火災報知設備	

注1 中欄の消防用設備等については、条例の規定により設置が義務付けられるもので、3により条例第47条

- の適用対象となる消防用設備等を示す。
- 注2 2方向避難型特定共同住宅等の中欄の屋内消火栓設備については、スプリンクラー設備の設置が義務付けられる階に設置するものに限る。
- 注3 中欄に屋内消火栓設備の表記があり、右欄に屋内消火栓設備の表記がないのは、通常用いられる消防用 設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置した場合、屋内消火栓 設備の設置が免除されることを示す。
 - (3) 前(1)及び(2)によるほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、特定共住省令第3条第3項によること。この場合、同項第2号イに規定する「11階以上の階」とあるのは「スプリンクラー設備の設置が義務付けられる階」と読み替えるものとする。
 - (4) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置免除
 - ア 共同住宅用スプリンクラー設備の設置免除

次に適合する場合に限り、共同住宅用スプリンクラー設備(3に係る通常用いられる消防用設備等であるスプリンクラー設備に代えて用いる共同住宅用スプリンクラー設備をいう。)を設置しないことができる。

(ア) 構造類型の要件

2方向避難・開放型特定共同住宅等であること。

(イ) 位置、構造及び設備の要件

位置、構造及び設備が、特定共住省令第3条第4項第1号イに適合していること。この場合、同号に規定する「2方向避難・開放型特定共同住宅等(前項第2号イに掲げる部分に限り、特定住戸利用施設を除く。)」とあるのは「2方向避難・開放型特定共同住宅等(スプリンクラー設備の設置が義務付けられる部分に限る。ただし特定住戸利用施設を除く。)」と読み替えるものとする。

イ 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備の設置免除 特定共住省令第3条第4項第2号に適合していること。

7 必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

- (1) 特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)
 - ア 特定共同住宅等(住戸利用施設を除く。)において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第4条第1項によること。
 - イ 3に係る避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第4条第1項によること。
- (2) 住戸利用施設
 - ア 住戸利用施設において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第4条第2項によること。
 - イ 3に係る避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、特定共住省令第4条第2項によること。
- (3) 前(1)及び(2)によるほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、特定共住省令第3条第3項によること。
- (4) 前(1)から(3)までによるほか、特定共住省令第4条第4項及び第5項によること。